

【表紙】

| | |
|--|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年5月27日提出 |
| 【発行者名】 | H S B C 投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 松田 庄平 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋三丁目11番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 村中 広司 |
| 【電話番号】 | 代表（03）3548-5690 |
| 【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券に係るファンドの 名称】 | H S B C 中国人民元ファンド |
| 【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券の金額】 | 当初申込期間（平成23年6月13日から平成23年6月27日まで） 300億円を上限とします。 継続申込期間（平成23年6月28日から平成24年9月18日まで） 5,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

H S B C 中国人民元ファンド（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：300億円を上限とします。

継続申込期間：5,000億円を上限とします。

上記金額には、購入時の申込手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：発行価格（購入価額）は、1口当たり1円とします。

継続申込期間：発行価格（購入価額）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額については、販売会社または「（12）その他」に記載の＜照会先＞へお問い合わせください。その他、原則として計算日（基準価額が算出される日）の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「中国人民元」の略称で掲載されます。

（５）【申込手数料】

申込手数料（購入時手数料）は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（６）【申込単位】

申込単位（購入単位）は、販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

（７）【申込期間】

当初申込期間：平成23年6月13日から平成23年6月27日まで

継続申込期間：平成23年6月28日から平成24年9月18日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12) その他」に記載の<照会先>へお問い合わせください。

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者または登録金融機関がファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

当初申込期間

受益権の購入申込者は、当初申込期間中に、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。当初申込期間における発行価額の総額は、設定日（平成23年6月28日）、各販売会社から委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。継続申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額となります。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

<照会先>

H S B C 投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、「H S B C 中国人民元マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、人民元建債券等で運用する投資信託証券をはじめ複数の投資信託証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信 / 海外 / 債券」* に属します。

* 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

| 〔商品分類〕 | | | 〔属性区分〕 | | | | |
|------------|--------|---------------|--|---------------------------|---|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 単位型 追加型 | 国内 | 株式 債券 | 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル 日本 | ファミリー ファンド | あり |
| | 海外 | 不動産投信 | 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 | 年2回 年4回 年6回 (隔月) | 北米 欧州 アジア | | |
| | 内外 | その他資産 資産複合 | 不動産投信 その他資産(投資信託証券(債券)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | 年12回 (毎月) 日々 その他 | オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「債券」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産(投資信託証券(債券))」は、投資対象資産による区分がその他資産(投資信託証券)で、親投資信託への投資を通じて債券に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3) 投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「債券」と記載しております。

2) 決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「アジア」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 投資形態による属性区分

「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象とするものをいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書又は約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

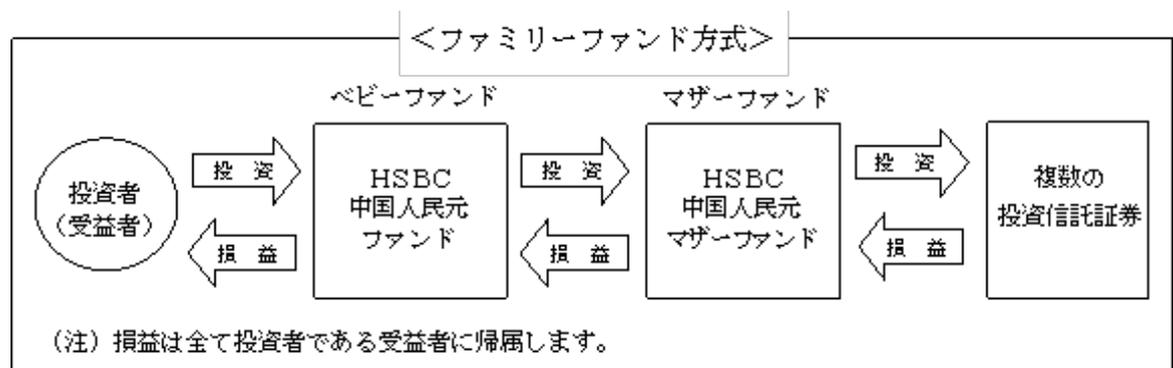
信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。

ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。また、将来、新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドへ投資することがあります。



マザーファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

- ・ ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。
- ・ マザーファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

2) 当ファンドは、円安・人民元高による為替差益の獲得を目指します。

- ・ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3) マザーファンドは、人民元建債券等へ実質的に投資します。

- ・ 主として、投資信託証券への投資を通じて、中国本土以外の市場で発行される人民元建

ての債券や短期金融商品（短期運用の有価証券、預金を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

中国本土以外の市場で発行される人民元建ての転換社債、香港ドルや米ドル等の人民元以外の通貨建ての人民元に連動する仕組債等に投資する場合があります。

人民元関連の金融派生商品に投資する場合があります。

将来、中国政府によって規制が緩和された場合には、中国本土の市場で発行される人民元建債券等に投資する場合があります。

4) 以下の複数の投資信託証券（ファンド）に投資します。

・米ドル建てのケイマン籍外国投資信託「H S B C グローバル・インベストメント・トラスト-H S B C R M B ボンド・ファンド-クラスI U S D」（「H S B C R M B ボンド・ファンド」といいます。）

人民元建債券等を主要投資対象とし、人民元ベースでの中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

人民元建債券市場において需給関係が著しく逼迫している場合等には、人民元建ての預金を活用します。

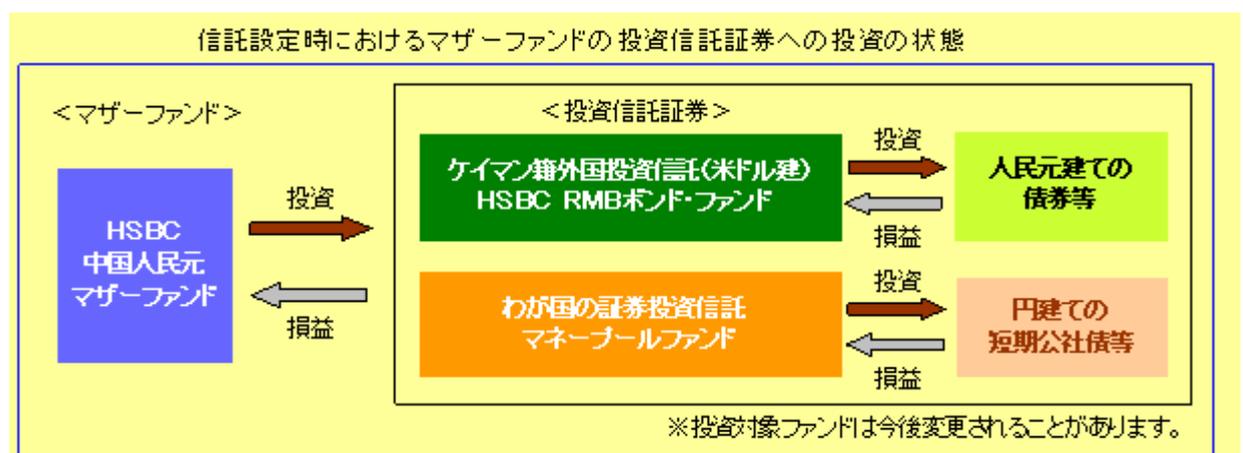
・わが国の証券投資信託「H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）」（「マネープールファンド」といいます。）

国内外の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

「H S B C R M B ボンド・ファンド」を高位に組み入れ、「マネープールファンド」は余資運用を基本とします。

5) 投資信託証券は、委託会社の判断により追加・変更することがあります。

・委託会社の判断により、人民元建債券等を主要投資対象とするH S B C グローバル・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券（マザーファンド設定後に新たに設定される投資信託証券を含みます。）に限って、追加・変更することがあります。その場合、下図にある投資信託証券への投資の状態は変更されます。



6) H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

H S B C グループおよびH S B C グローバル・アセット・マネジメント

H S B C グループの持株会社であるH S B C ホールディングスPlcは、英国に本部を置いています。H S B C グループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにま

たがる87の国と地域に7,500を超える拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865年に遡ります。

H S B C グローバル・アセット・マネジメントは、H S B C グループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界30以上の国と地域に拠点を有しています。H S B C 投信株式会社は、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの一員です。

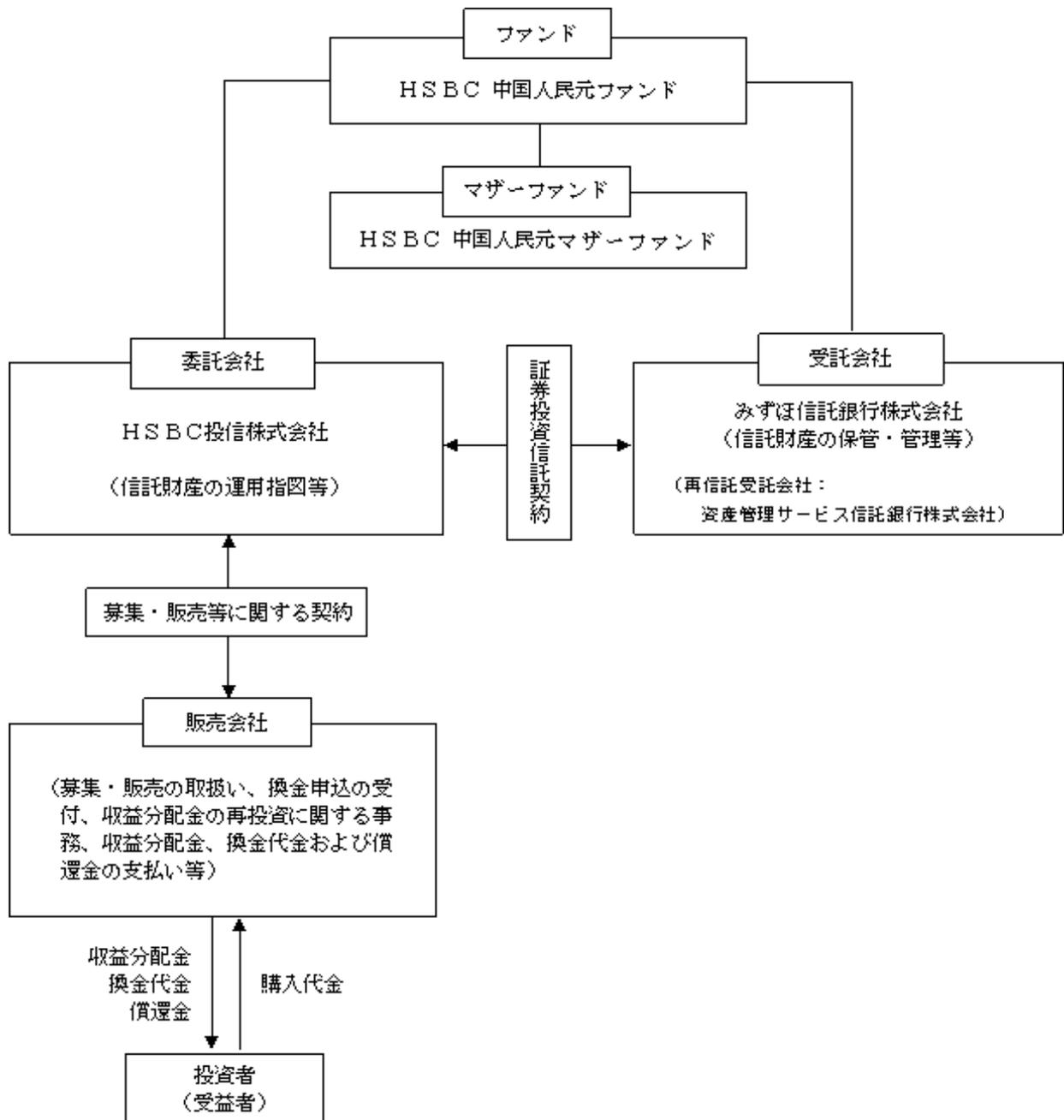
上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更となることがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年6月28日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みの概要



委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

1) 受託会社と締結している契約

受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。

2) 販売会社と締結している契約

販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

2) 会社の沿革

昭和60年 5月27日 ワードレイ投資顧問株式会社設立

昭和62年 3月12日 投資顧問業の登録

昭和62年 6月10日 投資一任契約に係る業務の認可

平成 6年 2月17日 エイチ・エス・ピー・シー投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 4月24日 エイチ・エス・ピー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 6月16日 証券投資信託委託業の認可

平成15年 3月 1日 H S B C アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成17年 4月25日 H S B C 投信株式会社に商号変更

平成19年 9月30日 金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

| 氏名または名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 所有比率 (%) |
|---|---|--------------|-------------|
| H S B C グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス (バハマ) リミテッド | バハマ連邦 ニュー・プロビデンス州 ナッソー市 ワン・ベイ・ストリート、 センター・オブ・コマース 306 | 2,100 | 100.00 |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、マザーファンドにおける投資先投資信託証券（指定投資信託証券）の選定は、次の点を重視して行います。

選定基準

「H S B C R M B ボンド・ファンド」

投資対象国通貨および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致している点

「マネープールファンド」

余裕資金の運用を行うことにより、当ファンドの運用を円滑に行える点

選定基準

指定投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等といった観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できる点

投資態度

- 1) マザーファンド受益証券への投資を通じて、複数の投資信託証券に投資します。
- 2) マザーファンドの組入れについては、原則として高位を保ちます。
- 3) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4) 当初設定時および償還準備に入った際、市況動向や大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われなことがある場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) 金銭債権
 - (c) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- 5) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとし、

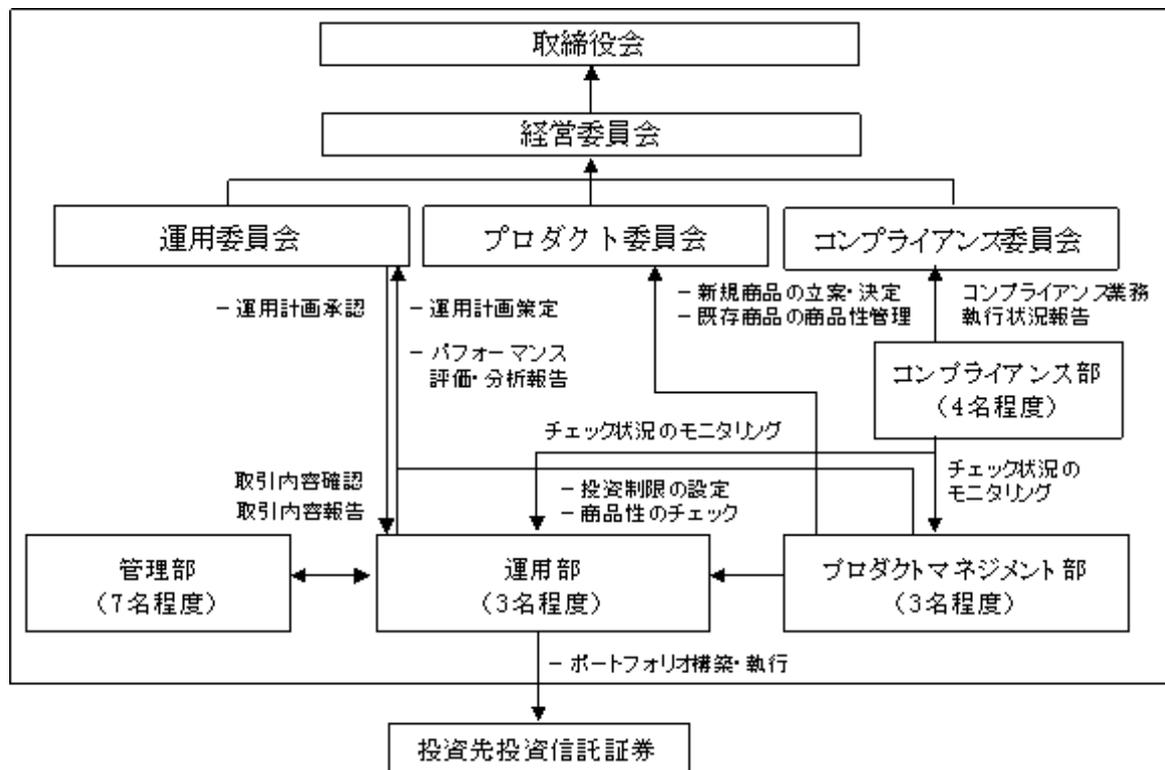
投資対象とする金融商品の運用指図

前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から4)までに掲げる金融商品、前記の1)の(b)から(c)までに掲げる特定資産および前記の2)の(a)に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



当ファンドの運用

当ファンドは、投資信託証券を通じて運用します。

委託会社は、投資方針に基づき、投資する投資信託証券を選び、運用します。

当ファンドの運用管理体制

運用部が投資する投資信託証券を選定し、運用します。

運用部は、管理部からの取引報告をもとに、ガイドラインに沿った運用を適正に行っているか等の運用執行状況を日々管理します。

プロダクトマネジメント部は、投資制限の設定、商品性のチェックを行います。

コンプライアンス部は、運用部およびプロダクトマネジメント部のチェック状況をモニタリングします。

運用体制の監督機関

- ・運用委員会

ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。

- ・プロダクト委員会

新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。

- ・コンプライアンス委員会

ファンド運営上の法令遵守体制等のチェックを行います。

- ・経営委員会

上記委員会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。

受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

ファンドの運用に関して、以下のような運用規則を設けています。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、（社）投資信託協会、（社）日本証券投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされるものを除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとって最良の取引の条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行を行わなければならない。

（善管注意義務）

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスクのみならず、政治リスク、決済リスク、オペレーションリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

年1回の決算時（毎年6月20日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金

税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金

原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

< 分配金に関する留意点 >

- ・ 分配金は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の全部または一部が、実質的に元本の払戻

しに相当する場合があります。

- ・ 分配金は信託財産から支払われますので、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。また、計算期間中の運用収益以上に分配が行われた場合には、基準価額が前期の決算日に比べて下落することになります。

（５）【投資制限】

当ファンドの約款に定める投資制限は、以下のとおりです。

- 1) 投資信託証券への実質投資割合^{*}には制限を設けません。
* 実質投資割合とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。（以下同じ。）
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 投資信託証券（マザーファンドを含みます。）および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- 8) 再投資の指図
委託会社は、前記7)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 9) 資金の借入れ
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は、有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

- 1) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）
委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。
- 2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンド（H S B C 中国人民元マザーファンド）の投資方針

（1）運用の基本方針

基本方針

当ファンドは、投資信託証券（投資信託の受益証券および投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- 1) 人民元建債券等（短期金融商品を含みます。）を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、わが国の国債を中心とする公社債を投資対象とする証券投資信託にも投資します。
- 2) 上記1)の投資信託証券等への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）のうち、人民元建債券等を主要投資対象とする投資信託証券の組入れを高位に保つことを基本とします。
- 3) 指定投資信託証券は、委託会社の判断により、追加・変更（人民元建債券等を主要投資対象とする投資信託証券については、このファンド設定後に新たに追加される投資信託証券を含みます。）することができます。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 当初設定時および償還準備に入った際、市況動向や大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

（2）投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産
 - (a) 有価証券

- (b) 金銭債権
 - (c) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
- (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 5) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ご参考 マザーファンドが投資する投資信託証券およびその概要

投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。

ケイマン籍外国投資信託については、日々の純流出入額が前営業日のファンドの純資産額の一定割合を超える場合、ファンドの買付価格・解約価格の調整が行われることがあります。また、人民元建債券等の取引市場において海外からの投資に対し課税や課徴金などが導入される場合、ファンドの純資産価格から想定される費用を課金するなどの調整を行う場合があります。

投資対象ファンドの概要（１）

| | |
|-----------|--|
| ファンド名 | H S B C グローバル・インベストメント・トラスト H S B C R M B ボンド・ファンド クラス I U S D |
| 形態 | 米ドル建てのケイマン籍外国投資信託 |
| 運用の基本方針 | 人民元建債券等を主要投資対象とし、人民元ベースでの中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。 |
| 主な投資対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国本土、中国本土以外で発行される人民元建ての債券、人民元建ての転換社債、香港ドルや米ドル等の人民元以外の通貨建ての人民元に連動する仕組債等に投資を行います。 ・ 人民元関連の金融派生商品に投資する場合があります。 ・ 人民元建ての短期金融資産（短期運用の有価証券、預金を含む）を活用する場合があります。 <p>（注）人民元建債券市場において需給関係が著しく逼迫している場合等には、投資の全部または一部を人民元建預金で行う可能性があります。そのような場合、債券の発行体が十分に分散されない可能性があります。なお、人民元預金先銀行は一行ないし数行に限定されます。</p> |
| 主な投資制限 | <p>?原則として、同一発行体への投資割合は、純資産額の10%以内とします。ただし、政府やその他公的機関が発行体である場合には、純資産額の100%までそのような同一発行体へ投資を行うことができますが、少なくとも6銘柄以上に投資するものとし、かつ同一銘柄への投資割合は純資産額の30%以内とします。</p> <p>?流動性に欠ける資産に投資する場合については、価格の透明性を確保する方法がとられているものに投資します。</p> <p>?投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資は行いません。</p> <p>?純資産額の10%を超える借入は行いません。</p> |
| 決算日 | 年1回（毎年7月31日） |
| 分配方針 | 分配を行わない予定です。ただし、管理会社の判断により分配を行う場合があります。 |
| マネジメントフィー | 年0%～0.30%（人民元建債券等の組入状況に応じて変動します。） |
| その他費用 | 有価証券の売買手数料、租税、カスタディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 償還条項 | すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。 |
| 管理会社 | HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited |
| 投資顧問会社 | HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited |

投資対象ファンドの概要（２）

| | |
|---------|--|
| ファンド名 | H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用） |
| 形態 | わが国の証券投資信託 / 適格機関投資家私募 |
| 主な投資対象 | 国内外の公社債および短期金融資産 |
| 運用の基本方針 | 国内外の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。 |
| 決算日 | 年1回（毎年3月10日、休業日の場合は翌営業日） |
| 分配方針 | 年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配を行わないことがあります。 |
| 信託報酬 | 純資産総額に対して年0.042%（税抜年0.04%） |
| その他費用 | 信託事務の諸費用等 |
| 委託会社 | H S B C 投信株式会社 |

上記の内容は本書提出日現在のものです。今後変更される場合があります。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドのリスク

当ファンドは、主として外国債券等の値動きのある証券を組入れる投資信託証券等（外貨建資産に投資する場合、為替変動もあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。ご購入に際しては、ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（投資先投資信託証券を含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

基準価額の変動リスク

1) 金利変動リスク

債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が低下すると債券価格は上昇します。逆に金利が上昇すると債券価格は下落し、基準価額が下落する要因となります。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。

2) 信用リスク

債券価格は、発行体の信用力や格付機関による債券の格付けの影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト（債務不履行）により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。また、短期金融商品についても、債務不履行が発生した場合または予測される場合には価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

3) 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

4) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。また、当ファンドは市場規模が小さい（取引量が少ない）債券等に投資する場合があります。債券売却時に市場の実勢価格で売却できなかったり、売買取引が困難になることがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たに規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

エマージング・マーケット（新興国市場）では、一般に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、前記各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

また、中国政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更などにより、為替市場や証券市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

6) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため保有有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

マザーファンドの投資対象ファンドにかかわる留意点

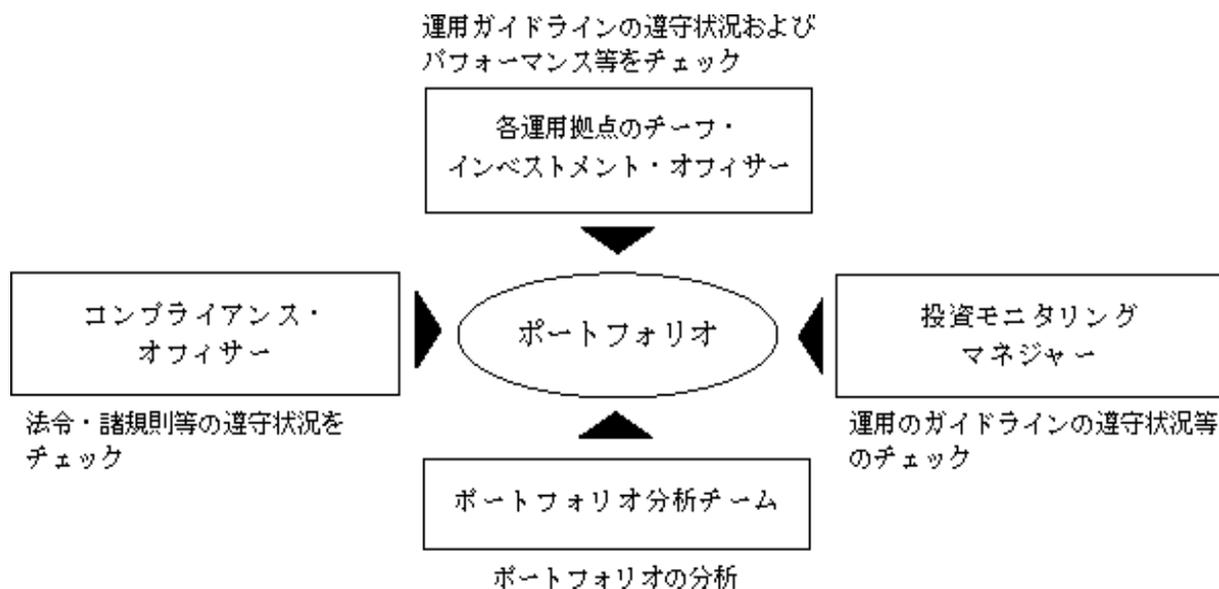
- 1) 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 2) 本書提出日現在、人民元建債券の発行額は増加傾向にあるものの需要に対してまだ十分とは言い難く、流通市場は需給関係において需要が圧倒的に多い状態にあります。このような逼迫した需給関係は、人民元建債券の発行額が大幅に増加しても緩和されない可能性があります。
- 3) マザーファンドの主要投資対象ファンドである「H S B C R M B ボンド・ファンド」は、人民元建債券を主要投資対象としますが、人民元建債券の組入れには、債券の発行市場、流通市場の需給関係やその他市場動向等によっては、時間を要する事態が想定されます。したがって、「H S B C R M B ボンド・ファンド」の純資産額に対する人民元建債券の組入比率が低い状態（人民元建預金の組入比率が高い状態）が続く場合があります。
- 4) 「H S B C R M B ボンド・ファンド」の純資産額に対する人民元建債券の組入比率が十分でなく、当ファンドへの資金の純流入が続く場合において、当ファンドの運用目的を遵守するために委託会社が必要と判断した場合、当ファンドの購入申込の受付を一時的に中止する場合があります。
- 5) 「H S B C R M B ボンド・ファンド」の収益は、キャピタルゲイン（為替差益や債券の値上り益、キャピタルロスになる場合もあります。）とインカムゲイン（債券のクーポン（利息）収益等）からなります。インカムゲインの側面から見た場合、実質的に投資する人民元建債券や短期金融商品の収益等の総額は、人民元建債券の組入状況によっては、最終的に当ファンドの運用管理費用を下回る場合があります。
- 6) そのために、「H S B C R M B ボンド・ファンド」については、人民元建債券の当該ファンドの純資産額に対する組入比率の高低に応じて、マネジメントフィーを0%～0.3%と可変にしています。（例えば、債券組入比率が100%の場合のマネジメントフィーは0.3%、債券組入比率が50%の場合のマネジメントフィーは0.15%、債券組入比率が0%の場合のマネジメントフィーは0%となります。）
また、当ファンドにおいても、第1計算期間中において、運用管理費用（信託報酬）を減額します。
- 7) 「H S B C R M B ボンド・ファンド」は、大量の解約請求に対して受益者保護の目的で解約請求の受付数量を制限する場合があります。このような事態が生じた場合には、当ファンドの換金申込の受付を中止すること、および既に受付けた換金申込の受付を取り消す場合があります。
- 8) 「H S B C R M B ボンド・ファンド」において売却した人民元建債券等の引渡しができず、「H S B C R M B ボンド・ファンド」の買戻代金の支払いが遅延する場合、当ファンドの換金代金の支払いに悪影響を及ぼす場合があります。
- 9) 「H S B C R M B ボンド・ファンド」は、仕組債に投資することがあります。仕組債の流動性は一般的な債券に比べて低いと考えられ、当ファンドが「H S B C R M B ボンド・ファンド」への投資を通じて実質的に投資を行う仕組債の市場において流動性リスクが高まった場合、当ファンドが悪影響を被る場合があります。
- 10) 中国本土以外（主に香港）のオフショア市場における人民元為替取引については、オフショア人民元（CNH）の換算レートが用いられます。中国の為替市場における通貨の値

動きは、人民元について中国本土内外の為替取引の自由化が完全には実施されていないことから、C N Hと中国本土のオンショア人民元（C N Y）の価格間の裁定が働きにくい状況となっており、C N HとC N Yの為替市場の値動きは乖離する場合があります。

その他の留意点

- 1) 当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 2) 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 法令・税制・会計方法は、今後変更される可能性があります。
- 4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いは全て販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。
委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- 5) マザーファンドにおいて、人民元建債券等を主要投資対象とするファンドが全て存続しなくなる場合、マザーファンドは繰上償還します。この場合、当ファンドも同時に繰上償還します。
- 6) マザーファンドにおいて、人民元建債券等を主要投資対象とする投資信託証券を追加・変更する必要が生じた場合、購入・換金の申込受付不可日を追加・変更することとします。
- 7) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資するマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制



投資リスクの管理は、各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、投資モニタリングマネジャー、ポートフォリオ分析チームによる複眼的な管

理体制を採っております。また、効率的な管理を行うためにポートフォリオモニタリングシステムが整備されており、各担当者が共通のインフラにアクセスして投資リスクを管理する体制となっております。

- ・各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサーは、主に運用ガイドラインの遵守およびパフォーマンス等のポートフォリオの運用状況の管理を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、運用部門からは完全に独立しており、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行っております。
- ・投資モニタリングマネジャーは、主にポートフォリオモニタリングシステムを通じ、ポートフォリオの運用状況を把握しており、必要な場合、運用部門に対し改善を求める権限を持っております。改善の要求と結果は、コンプライアンス・オフィサーにも同様に報告されます。
- ・ポートフォリオ分析チームは、運用部門から完全に独立したチームであり、ポートフォリオの各種リスク特性を示す要因分析を行い、定期的にチーフ・インベストメント・オフィサー、運用担当者、コンプライアンス・オフィサー、投資モニタリングマネジャーに対し分析結果が報告されます。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則および社内業務規定に則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われております。

投資リスクに対する管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントに共通した管理方法について記載しております。なお、この体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額（当初申込期間は1口当たり1円）に購入口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には、消費税等相当額が加算されます。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額

(3)【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.0815%（税抜年1.03%）以内の率を乗じて得た金額を費用として計上します。信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の支弁

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的な配分は、原則として次のとおりです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 計 |
|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 年0.525% （税抜年0.50%） | 年0.525% （税抜年0.50%） | 年0.0315% （税抜年0.03%） | 年1.0815% （税抜年1.03%） |

ただし、第1計算期間中は以下のとおりとします。（延長する場合があります。）

ファンドの日々の純資産総額に対して、年0.8925%（税抜年0.85%）

（税抜年0.85%の内訳：委託会社0.32%、販売会社0.50%、受託会社0.03%）

投資先投資証券における信託報酬等

前記の信託報酬のほかに、マザーファンドが主要投資対象とする各投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該信託報酬等は各投資先投資信託証券において支弁されます。

「HSBC RMBボンド・ファンド」

| | |
|-----------|-------------|
| マネジメントフィー | 年0.0%～0.30% |
|-----------|-------------|

上記マネジメントフィーは、当該投資先投資証券の人民元建債券等の組入状況に応じて変動します。

「マネープールファンド」

| | |
|------|----------------------------------|
| 信託報酬 | 信託財産の純資産総額に対して年0.042%（税抜年0.040%） |
|------|----------------------------------|

投資先投資証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.3815%（税抜年1.33%）程度を上限とします。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には次のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

有価証券等の売買委託手数料

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

その他の諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料及び費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4) 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6) 当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、前記 記載のその他の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受けるにあたり、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。その他の諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.2%を乗じて得た額をかかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかるその他の諸費用の年率を見直し、年率0.2%を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記 ~ に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(参考) マザーファンドが投資対象とする各投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これらの費用は各投資信託証券において支弁されます。

「H S B C R M B ボンド・ファンド」

組入有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用、設立にかかる費用等

「マネープールファンド」

有価証券の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用、投資信託振替制度に係る手数料および費用、法定書面にかかる費用、監査報酬等

投資者が支払う手数料等の費用総額については、ファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。
なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の損失については、確定申告することにより、他の株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と損益通算することができ、控除しきれない損失がある場合は、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、換金時および償還時の差益については、他の株式等の譲渡損と相殺することができます。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

（注）上記の内容は平成23年4月末日現在のものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧

めします。

5【運用状況】

当ファンドは、平成23年6月28日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、該当事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(参考情報)運用実績

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

（2）取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース^{*}があります。

「一般コース」 収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」 分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

^{*} 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

（3）購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

（4）購入価額

当初申込期間：1口当たり1円

継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

（5）購入時手数料

購入金額（購入価額（当初申込期間は1口当たり1円）に購入口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（6）購入申込受付不可日

購入申込日が香港の銀行休業日およびその前営業日に当たる場合には、購入申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情^{*1}があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

^{*1} やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態^{*2}による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。

^{*2} 投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

（2）換金単位

販売会社によって異なります。

（3）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、後記（4）記載の信託財産留保額を控除した価額とします。

（4）換金手数料・信託財産留保額

換金手数料 ありません。

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額

（5）支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

（6）換金申込受付不可日

換金申込日が香港の銀行休業日およびその前営業日に当たる場合には、換金申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情^{*1}があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。また、マザーファンドが主要投資対象とする外国の投資信託証券において、解約請求の受付の中止・取消しあるいは延期が行われた場合等には、換金申込の受付の中止・取消しを行うことがあります。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「（3）換金価額」に準じて計算された価額とします。

*1 やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態^{*2}による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。

*2 投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の社団法人投資信託協会が定める対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

<主たる投資対象の評価方法>

マザーファンド受益証券 原則として、計算日の基準価額で評価します。

<マザーファンドの主たる投資対象の評価方法>

投資信託証券（国内籍）：原則として、計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）：原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は翌日の日本経済新聞朝刊に「中国人民元」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の<照会先>へお問い合わせください。

<照会先>

H S B C 投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成23年6月28日から平成33年6月21日までとします。

ただし、後記「(5)その他 (a)、(b)、および (b)」に該当した場合には、信託を終了することができます。

なお、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認められるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年6月21日から翌年6月20日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、第1計算期間は、信託契約締結日から平成24年6月20日までとします。また、最終計算期間の終了日は、上記「(3)信託期間」に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (b) 委託会社は、この信託が投資するマザーファンドにおいて、その主要投資対象とする全ての外国の投資信託証券が存続しないこととなり、当該マザーファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (c) 委託会社は、(a)の事項について書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (d) (c)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除いた者をいいます。）は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (e) (c)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (f) (c)から(e)の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって(c)から(e)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更等」にしたがいます。
- (b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) (b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとし、

運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として、）に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等（併合を含みます。）を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- ・当ファンドは、平成23年6月28日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、資産を有していません。
- ・当ファンドの会計監査は、有限責任 あずさ監査法人により行われる予定です。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【付属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

当ファンドは、平成23年6月28日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

前記に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。

（7）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金 495百万円

発行可能株式総数 24,000株

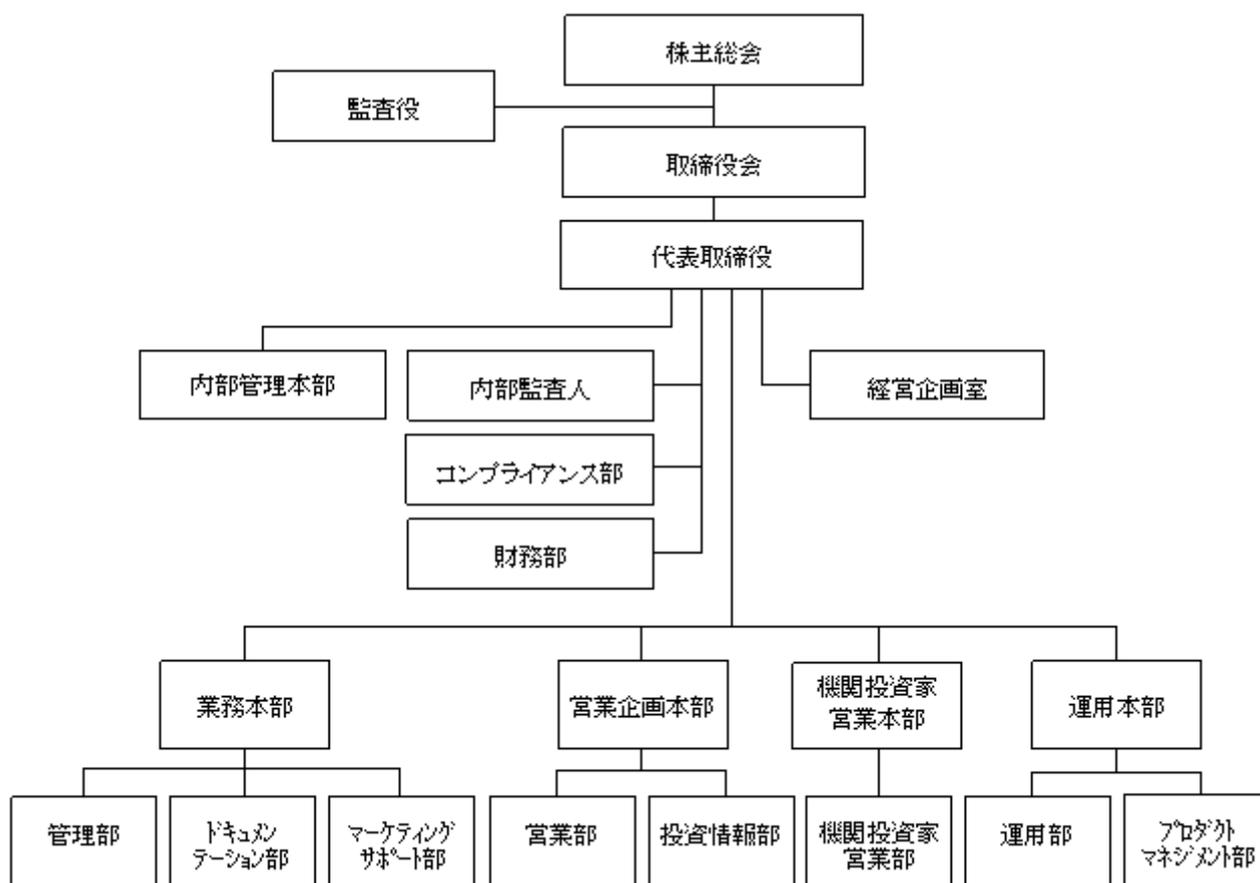
発行済株式総数 2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

組織図（本書提出日現在）

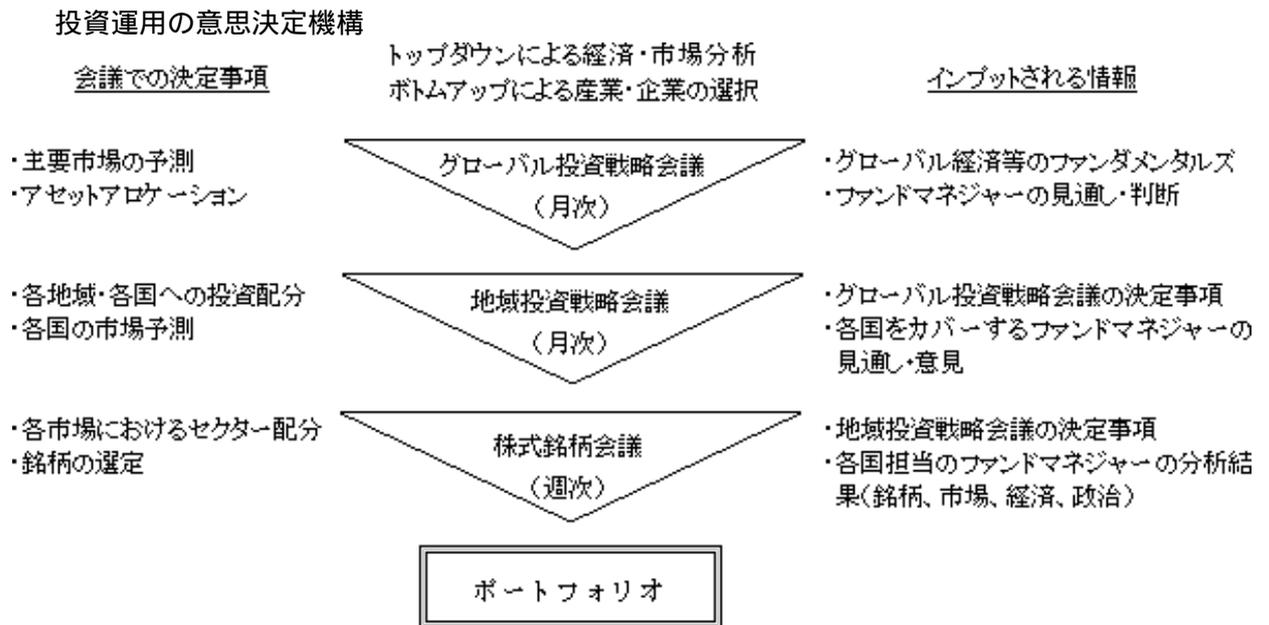


経営体制

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任します。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成23年4月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

| 基本的性格 | ファンド数 | 純資産総額 |
|-----------|-------|-------------|
| 追加型株式投資信託 | 33 | 808,799 百万円 |
| 合 計 | 33 | 808,799 百万円 |

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- なお、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）及び第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けており、当中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
- なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成21年3月31日) | | 当事業年度 (平成22年3月31日) | |
|-------------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 預金 | *4 | 5,883,888 | *4 | 4,277,258 |
| 前払費用 | *5 | 41,216 | *5 | 16,631 |
| 未収入金 | | 30,732 | | 46,919 |
| 未収委託者報酬 | | 524,682 | | 1,504,856 |
| 未収投資助言報酬 | | 15,054 | | 20,379 |
| 未収収益 | | 5,146 | | 7,748 |
| 未収消費税等 | | 53,167 | | - |
| 繰延税金資産 | | 58,928 | | 122,348 |
| 流動資産計 | | 6,612,817 | | 5,996,141 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物附属設備 | *1 | 9,437 | *1 | 31,532 |
| 器具備品 | | 7,010 | | 8,232 |
| 有形固定資産計 | | 16,448 | | 39,765 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 長期前払費用 | *5 | 13,575 | *5 | - |
| 敷金 | | 65,213 | | 43,905 |
| 繰延税金資産 | | 4,236 | | 775 |
| その他 | | 3,800 | | 1,800 |
| 投資その他の資産計 | | 86,825 | | 46,480 |
| 固定資産計 | | 103,274 | | 86,245 |
| 資産合計 | | 6,716,091 | | 6,082,386 |
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 1,599 | | - |
| 未払金 | *4 | 299,004 | *4 | 645,039 |
| 未払費用 | | 307,103 | | 958,979 |
| 未払法人税等 | *2 | 15,239 | *2 | 880,258 |
| 未払消費税等 | | - | | 109,318 |
| 賞与引当金 | | 38,112 | | 41,448 |
| 流動負債計 | | 661,058 | | 2,635,044 |
| 固定負債 | | | | |
| 長期未払金 | | - | *5 | 4,625 |
| 役員退職慰労引当金 | | 17,212 | | 20,952 |
| 固定負債計 | | 17,212 | | 25,578 |
| 負債合計 | | 678,270 | | 2,660,622 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成21年3月31日) | 当事業年度 (平成22年3月31日) |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 495,000 | 495,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 5,542,820 | 2,926,763 |
| 利益剰余金計 | 5,542,820 | 2,926,763 |
| 株主資本計 | 6,037,820 | 3,421,763 |
| 純資産合計 | 6,037,820 | 3,421,763 |
| 負債・純資産合計 | 6,716,091 | 6,082,386 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日) | | 当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日) | |
|-------------|---------------------------------------|-----------|---------------------------------------|------------|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 7,259,840 | | 9,928,824 |
| 投資助言報酬 | | 99,217 | | 103,117 |
| その他営業収益 | | - | | 27,757 |
| 営業収益計 | | 7,359,058 | | 10,059,699 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | *2 | 2,891,466 | *2 | 4,006,177 |
| 広告宣伝費 | | 59,693 | | 33,957 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 21,437 | | 22,904 |
| 委託調査費 | | 1,367,756 | | 1,924,479 |
| 調査費計 | | 1,389,194 | | 1,947,383 |
| 委託計算費 | | 98,331 | | 117,711 |
| 営業雑費 | | | | |
| 通信費 | | 18,813 | | 22,222 |
| 印刷費 | | 181,713 | | 167,431 |
| 協会費 | | 4,766 | | 4,014 |
| 諸会費 | | 793 | | 550 |
| 営業雑費計 | | 206,086 | | 194,218 |
| 営業費用計 | | 4,644,772 | | 6,299,448 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | | | |
| 役員報酬 | *1 | 69,145 | *1 | 67,381 |
| 給料・手当 | *3 | 690,359 | *3 | 648,616 |
| 賞与 | | 38,352 | | 203,091 |
| 賞与引当金繰入額 | | 38,112 | | 41,448 |
| 給料計 | | 835,969 | | 960,536 |
| 交際費 | | 2,619 | | 2,538 |
| 旅費交通費 | | 34,005 | | 27,792 |
| 租税公課 | | 12,341 | | 17,912 |
| 不動産賃借料 | | 58,909 | | 39,148 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 3,598 | | 3,740 |
| 固定資産減価償却費 | | 7,770 | | 8,020 |
| 弁護士費用等 | | 20,104 | | 22,865 |
| 保険料 | | 6,699 | | 5,263 |
| 諸経費 | | 247,489 | *2 | 246,788 |
| 一般管理費計 | | 1,229,507 | | 1,334,605 |
| 営業利益 | | 1,484,777 | | 2,425,645 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | | 11,362 | | 279 |
| 為替差益 | | 5,982 | | 827 |
| 消費税還付収入 | | 6,481 | | 854 |
| その他 | | 270 | | 249 |
| 営業外収益計 | | 24,096 | | 2,210 |

（単位：千円）

| | 前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日) | 当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業外費用 | | |
| 雑損失 | 3,714 | 2,878 |
| 営業外費用計 | 3,714 | 2,878 |
| 經常利益 | 1,505,160 | 2,424,978 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 1,693 | 616 |
| 特別利益計 | 1,693 | 616 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 486 | 145 |
| 特別損失計 | 486 | 145 |
| 税引前当期純利益 | 1,506,367 | 2,425,449 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 479,387 | 1,071,033 |
| 法人税等調整額 | 167,499 | 59,958 |
| 当期純利益 | 859,481 | 1,414,374 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日) | 当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日) |
|----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 495,000 | 495,000 |
| 当期末残高 | 495,000 | 495,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 4,683,339 | 5,542,820 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 859,481 | 1,414,374 |
| 自己株式の消却 | - | 4,030,431 |
| 当期変動額合計 | 859,481 | 2,616,057 |
| 当期末残高 | 5,542,820 | 2,926,763 |
| 自己株式 | | |
| 前期末残高 | - | - |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | - | 4,030,431 |
| 自己株式の消却 | - | 4,030,431 |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | - | - |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 5,178,339 | 6,037,820 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 859,481 | 1,414,374 |
| 自己株式の取得 | - | 4,030,431 |
| 自己株式の消却 | - | - |
| 当期変動額合計 | 859,481 | 2,616,057 |
| 当期末残高 | 6,037,820 | 3,421,763 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 5,178,339 | 6,037,820 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 859,481 | 1,414,374 |
| 自己株式の取得 | - | 4,030,431 |
| 自己株式の消却 | - | - |
| 当期変動額合計 | 859,481 | 2,616,057 |
| 当期末残高 | 6,037,820 | 3,421,763 |

重要な会計方針

| 項目 | 前事業年度 自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日 | 当事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日 |
|---------------------------------|--|-------------------------------------|
| 1 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産（リース資産除く） 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下のとおり であります。</p> <p>建物附属設備 5年 器具備品 3～5年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 （1～3年）に基づく定額法を採用 しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リー ス取引のうち、リース取引開始日が 平成20年3月31日以前に開始する事 業年度に属するもの及び個々の リース資産で重要性が乏しいと認 められるものについては、通常の賃 貸借取引に準じた会計処理によっ ております。</p> | <p>同左</p> <p>同左</p> |
| 2 引当金の計上基準 | <p>(1) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給 に備えるため、当事業年度末におけ る自己都合要支給額を退職給付引 当金として計上しております。但 し、当事業年度には対象従業員が居 ない為、引当計上はしておりませ ん。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞 与支給見込額の当期負担額を計上 しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の内任中の貢献に報いるた めに、役員退職慰労金制度の内規に 基き当事業年度末における要支給 額を役員退職慰労引当金として計 上しております。</p> | <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> |
| 3 外貨建の資産及び負 債の本邦通貨への換 算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物 為替相場により円貨に換算し、換算差額 は損益として処理しております。 | 同左 |
| 4 その他財務諸表作成の ための重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式に よっております。 | 同左 |

会計方針の変更

| 前事業年度 自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日 | 当事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | |

| | |
|---|--|
| <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、これによる影響額は軽微であります。</p> | |
|---|--|

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度（平成21年3月31日現在） | 当事業年度（平成22年3月31日現在） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------|---------|------|---------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----------------------|-------------|--------|-----|-----|-------------|--|--------|---------|------|---------|-----|-----------|-----|----------|---------|----------|-----|-----------|
| <p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">8,528千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">4,413千円</td> </tr> </table> <p>2 未払法人税等の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法人税</td> <td style="text-align: right;">7,864千円</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td style="text-align: right;">4,674千円</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td style="text-align: right;">2,699千円</td> </tr> </table> <p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- "</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">1,000,000 "</td> </tr> </table> | 建物附属設備 | 8,528千円 | 器具備品 | 4,413千円 | 法人税 | 7,864千円 | 事業税 | 4,674千円 | 住民税 | 2,699千円 | 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 1,000,000千円 | 借入実行残高 | - " | 差引額 | 1,000,000 " | <p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">5,436千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">5,847千円</td> </tr> </table> <p>2 未払法人税等の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法人税</td> <td style="text-align: right;">572,005千円</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td style="text-align: right;">72,102千円</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td style="text-align: right;">84,232千円</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td style="text-align: right;">151,917千円</td> </tr> </table> <p>3 当座貸越契約及び貸出コミットメント</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p style="text-align: center;">同左</p> | 建物附属設備 | 5,436千円 | 器具備品 | 5,847千円 | 法人税 | 572,005千円 | 事業税 | 72,102千円 | 地方法人特別税 | 84,232千円 | 住民税 | 151,917千円 |
| 建物附属設備 | 8,528千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 4,413千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人税 | 7,864千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業税 | 4,674千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税 | 2,699千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 1,000,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入実行残高 | - " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 1,000,000 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物附属設備 | 5,436千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 5,847千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人税 | 572,005千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業税 | 72,102千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方法人特別税 | 84,232千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税 | 151,917千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|-------------|-------------|-----|---------|---|----|-------------|-----|---------|
| <p>4 関係会社に対する債権及び債務 各科目に含まれているものは、次の通りであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">5,807,081千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">1,323千円</td> </tr> </table> <p>5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を前払費用に計上し、権利確定期間（3年）に亘って費用処理しております。なお、未償却残高は前払費用および長期前払費用に計上しております。</p> | 預金 | 5,807,081千円 | 未払金 | 1,323千円 | <p>4 関係会社に対する債権及び債務 各科目に含まれているものは、次の通りであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">4,234,934千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">9,319千円</td> </tr> </table> <p>5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間（3年）に亘って費用処理しております。</p> | 預金 | 4,234,934千円 | 未払金 | 9,319千円 |
| 預金 | 5,807,081千円 | | | | | | | | |
| 未払金 | 1,323千円 | | | | | | | | |
| 預金 | 4,234,934千円 | | | | | | | | |
| 未払金 | 9,319千円 | | | | | | | | |

（損益計算書関係）

| 前事業年度 自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日 | 当事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日 | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------------|-----------|--------|----------|-------|----------|---|-------|----------|-----|----------|
| <p>1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>取締役 年額</td> <td style="text-align: right;">300,000千円</td> </tr> <tr> <td>監査役 年額</td> <td style="text-align: right;">50,000千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社に係る営業費用 各科目に含まれているものは、次の通りであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">31,185千円</td> </tr> </table> <p>3 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額112,200千円が含まれております。</p> | 取締役 年額 | 300,000千円 | 監査役 年額 | 50,000千円 | 支払手数料 | 31,185千円 | <p>1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>2 関係会社に係る営業費用 各科目に含まれているものは、次の通りであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">42,844千円</td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td style="text-align: right;">29,611千円</td> </tr> </table> <p>3 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額86,353千円が含まれております。</p> | 支払手数料 | 42,844千円 | 諸経費 | 29,611千円 |
| 取締役 年額 | 300,000千円 | | | | | | | | | | |
| 監査役 年額 | 50,000千円 | | | | | | | | | | |
| 支払手数料 | 31,185千円 | | | | | | | | | | |
| 支払手数料 | 42,844千円 | | | | | | | | | | |
| 諸経費 | 29,611千円 | | | | | | | | | | |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|--------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 9,900 | - | - | 9,900 |

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|--------|----|-------|--------|
| 普通株式 | 9,900 | - | 7,800 | 2,100 |

（変動事由の概要）

減少の内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却による減少 7,800株

2．自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|--------|-------|-------|--------|
| 普通株式 | - | 7,800 | 7,800 | - |

（変動事由の概要）

当社は、平成21年6月17日開催の株主総会において、会社法第156条第1項及び当社定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。また、取得した自己株式は平成21年6月22日開催の取締役会において、7,800株の消却の決議をいたしました。

1．自己株式取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得を行うものです。

2．取得の内容

取得方法 株主からの取得

取得対象株式の種類 当社普通株式

取得しうる株式の総数 7,800株（発行済株式総数9,900株に対する割合78.8%）

株式の取得価額の総額 4,030百万円

買付期間 平成21年6月17日～平成21年9月30日

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
該当事項はありません。
2. オペレーティング・リース取引
リース契約の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|--------------|-----------|----|
| （1）預金 | 4,277,258 | 4,277,258 | - |
| （2）未収委託者報酬 | 1,504,856 | 1,504,856 | - |
| （3）未収投資助言報酬 | 20,379 | 20,379 | - |
| 資産計 | 5,802,493 | 5,802,493 | - |
| （1）未払金 | 645,039 | 645,039 | - |
| （2）未払費用 | 958,979 | 958,979 | - |
| 負債計 | 1,604,019 | 1,604,019 | - |

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目（1）預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目（1）未払金、（2）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

| 前事業年度 自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日 | 当事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日 |
|--|--|
| 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| 千円 | 千円 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 減価償却の償却超過額 | 減価償却の償却超過額 |
| 1,394 | 775 |
| 退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額 | 退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額 |
| 7,005 | 8,525 |
| 未払費用否認 | 未払費用否認 |
| 41,514 | 41,682 |
| 賞与引当金否認 | 賞与引当金否認 |
| 15,511 | 16,864 |
| 未払事業税 | 長期未払金否認 |
| 1,902 | 1,882 |
| 前払費用 | 貸倒引当金否認 |
| 14,029 | 406 |
| 繰延税金資産小計 | 未払事業税等 |
| 81,358 | 63,397 |
| 評価性引当額 | 前払費用 |
| 18,193 | 501 |
| 繰延税金資産の合計 | 繰延税金資産小計 |
| 63,165 | 134,032 |
| | 評価性引当額 |
| | 10,909 |
| | 繰延税金資産の合計 |
| | 123,123 |
| 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |
| % | % |
| 法定実効税率 | 法定実効税率 |
| 40.7 | 40.7 |
| （調整） | （調整） |
| 評価性引当額 | 評価性引当額 |
| 0.2 | 0.3 |
| 住民税均等割 | 住民税均等割 |
| 0.2 | 0.0 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 交際費等永久に損金に算入されない項目 |
| 1.8 | 1.3 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 |
| 42.9 | 41.7 |

（関連当事者との取引）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

1 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権行使等の被所有者割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|---|-----|--------------|-----------|---------------|-----------|----------|----------|-----|-----------|
| 親会社 | The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *3 | 香港 | 22,494百万香港ドル | 銀行業 | 間接100% | 資金の預金 | *1 資金の預入 | | 預金 | 5,807,081 |
| | | | | | | | *2 支払手数料 | 31,185 | 未払金 | 1,323 |

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該預金は定期預金3,011,774千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権行使等の被所有者割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-------------|---|---------|-------------|-----------|---------------|-------------------|-------------|----------|------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management Ltd *2 | 英国 ロンドン | 146,275千ポンド | 投資運用業 | なし | 事務委託等 | 事務委託 | 61,462 | 未払費用 | 21,553 |
| 同一の親会社を持つ会社 | Halbis Capital Management (UK) Ltd | 英国 ロンドン | 17,800千ポンド | 投資運用業 | なし | 投資運用契約 | *1 支払投資運用報酬 | 107,074 | 未払費用 | 2,223 |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management (HK) Ltd *2 | 香港 | 30,000千香港ドル | 投資運用業 | なし | 事務委託・投資運用契約、役員の兼任 | 事務委託 | 6,933 | 未払費用 | 7,144 |
| | | | | | | | *1 支払投資運用報酬 | 18,972 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | Halbis Capital Management (HK) Ltd | 香港 | 5,000千香港ドル | 投資運用業 | なし | 投資運用契約、役員の兼任 | *1 支払投資運用報酬 | 692,690 | 未払費用 | 87,047 |
| 同一の親会社を持つ会社 | Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd | 香港 | 6,000千香港ドル | 投資運用業 | なし | 投資運用契約、役員の兼任 | 共通発生経費立替分 | 25,412 | 未収収益 | 3,105 |
| | | | | | | | *1 支払投資運用報酬 | 742 | 未払費用 | 39 |
| 同一の親会社を持つ会社 | Sinopia Asset Management SA | フランス パリ | 3,387千ユーロ | 投資運用業 | なし | 投資運用契約 | マネージメントフィー | 1,503 | 未収収益 | 618 |
| | | | | | | | *1 支払投資運用報酬 | 121,181 | 未払費用 | 27,566 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--|------------|--------------------|-----------|----|----------------------------|-----------------|---------|------|---------|
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Bank Brasil SA | ブラジル | 2,178百万 ブラジルレアル | 銀行業 | なし | 投資運用 契約 | *1 支払投資 運用報酬 | 427,095 | 未払費用 | 115,207 |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management (France) *2 | フランス パリ | 6,460千 ユーロ | 投資 運用業 | なし | パフォーマンス レベル・ アグリーメント | *3 投資助言報酬 | 1,920 | 未払費用 | 1,920 |

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*2 HSBC Investment Groupは英文名称をHSBC Global Asset Management Groupに変更しました。

*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率で計算された金額を受け取っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の 内容又は 職業 | 議決権 行使等の被 所有者割合 | 関連当 事者 との関 係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---|-----|------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|--------------|---------|--------------|
| 親会社 | The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4 | 香港 | 22,494百万 香港ドル | 銀行業 | 間接 100% | 資金の 預金 | *1 資金の 預入 | | 預金 | 4,234,934 |
| | | | | | | | *2 支払手 数料 | 42,844 | 未払 金 | 9,319 |
| | | | | | | | *3 諸経費 | 29,611 | | |

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社とのサービス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の 内容又は 職業 | 議決権 行使等の被 所有者割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|------------------------------------|------------|-----------------|-------------------|-----------------------|---------------|-----------------|--------------|------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management Ltd | 英国 ロンドン | 146,275千 ポンド | 投資 運用業 | なし | 事務委託等 | 事務委託 | 29,961 | 未払費用 | 16,830 |
| 同一の親会社を持つ会社 | Halbis Capital Management (UK) Ltd | 英国 ロンドン | 17,800千 ポンド | 投資 運用業 | なし | 投資運用 契約 | *1 支払投資 運用報酬 | 86,851 | 未払費用 | 4,261 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---|--------|----------------|-------|----|-------------------|-------------|---------|------|---------|
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management (HK) Ltd | 香港 | 30,000千香港ドル | 投資運用業 | なし | 事務委託・投資運用契約、役員の兼任 | 事務委託 | 24,768 | 未払費用 | 10,888 |
| | | | | | | | *1 支払投資運用報酬 | 13,849 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | Halbis Capital Management (HK)Ltd | 香港 | 5,000千香港ドル | 投資運用業 | なし | 投資運用契約、役員の兼任 | *1 支払投資運用報酬 | 874,821 | 未払費用 | 244,962 |
| 同一の親会社を持つ会社 | Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd | 香港 | 6,000千香港ドル | 投資運用業 | なし | 投資運用契約、役員の兼任 | 共通発生経費立替分 | 27,757 | 未収収益 | 7,748 |
| | | | | | | | *1 支払投資運用報酬 | 635 | 未払費用 | - |
| 同一の親会社を持つ会社 | Sinopia Asset Management SA | フランスパリ | 3,387千ユーロ | 投資運用業 | なし | 投資運用契約 | マネージメントフィー | 1,156 | 未収収益 | - |
| | | | | | | | *1 支払投資運用報酬 | 75,055 | 未払費用 | 34,993 |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Bank Brasil SA | ブラジル | 4,284百万ブラジルレアル | 銀行業 | なし | 投資運用契約 | *1 支払投資運用報酬 | 872,058 | 未払費用 | 572,322 |

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前事業年度 自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日 | | 当事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日 | |
|--|-------------|--|---------------|
| 1株当たり純資産額 | 609,880.89円 | 1株当たり純資産額 | 1,629,411.21円 |
| 1株当たり当期純利益 | 86,816.29円 | 1株当たり当期純利益 | 367,179.22円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

| | 前事業年度 自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日 | 当事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日 |
|------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益(千円) | 859,481 | 1,414,374 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 859,481 | 1,414,374 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 9,900 | 3,852 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

< 中間財務諸表 >

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間末 (平成22年9月30日) |
|--------------|----|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | | 4,203,940 |
| 前払費用 | *4 | 9,166 |
| 未収入金 | | 45,389 |
| 未収委託者報酬 | | 3,842,661 |
| 未収投資助言報酬 | | 18,594 |
| 繰延税金資産 | | 201,535 |
| 流動資産計 | | 8,321,288 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | *1 | |
| 建物附属設備 | | 31,696 |
| 器具備品 | | 7,638 |
| 有形固定資産計 | | 39,334 |
| 投資その他の資産 | | |
| 敷金 | | 44,556 |
| 繰延税金資産 | | 1,423 |
| 投資その他の資産計 | | 45,979 |
| 固定資産計 | | 85,314 |
| 資産合計 | | 8,406,603 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 1,564,434 |
| 未払費用 | | 968,009 |
| 未払法人税等 | | 892,567 |
| 未払消費税等 | *2 | 110,839 |
| 賞与引当金 | | 276,673 |
| 流動負債計 | | 3,812,523 |
| 固定負債 | | |
| 長期未払金 | *4 | 12,651 |
| 役員退職慰労引当金 | | 22,812 |
| 固定負債計 | | 35,464 |
| 負債合計 | | 3,847,988 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 495,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | 4,063,615 |
| 利益剰余金計 | | 4,063,615 |
| 株主資本計 | | 4,558,615 |
| 純資産合計 | | 4,558,615 |
| 負債・純資産合計 | | 8,406,603 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日) |
|--------------|----|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 7,508,760 |
| 投資助言報酬 | | 46,551 |
| その他営業収益 | | 3,430 |
| 営業収益計 | | 7,558,742 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 3,122,071 |
| 広告宣伝費 | | 41,729 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | | 8,760 |
| 委託調査費 | | 1,436,583 |
| 調査費計 | | 1,445,344 |
| 委託計算費 | | 65,315 |
| 営業雑費 | | |
| 通信費 | | 14,975 |
| 印刷費 | | 99,838 |
| 協会費 | | 2,898 |
| 諸会費 | | 400 |
| 営業雑費計 | | 118,112 |
| 営業費用計 | | 4,792,572 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | | 33,602 |
| 給料・手当 | *1 | 319,312 |
| 賞与 | | 13,992 |
| 賞与引当金繰入額 | | 235,225 |
| 給料計 | | 602,132 |
| 交際費 | | 1,257 |
| 旅費交通費 | | 11,782 |
| 租税公課 | | 12,280 |
| 不動産賃借料 | | 16,944 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 1,860 |
| 固定資産減価償却費 | *2 | 5,863 |
| 弁護士費用等 | | 20,833 |
| 保険料 | | 3,279 |
| 諸経費 | | 151,713 |
| 一般管理費計 | | 827,947 |
| 営業利益 | | 1,938,222 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | 2 |
| 雑収入 | | 40 |
| 営業外収益計 | | 42 |

(単位：千円)

| 当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日) | |
|---|-----------|
| 営業外費用 | |
| 為替差損 | 279 |
| 雑損失 | 279 |
| 営業外費用計 | 558 |
| 經常利益 | 1,937,705 |
| 税引前中間純利益 | 1,937,705 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 880,689 |
| 法人税等調整額 | 79,835 |
| 中間純利益 | 1,136,851 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| 当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日) | |
|---|-----------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 495,000 |
| 当中間期末残高 | 495,000 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 2,926,763 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純利益 | 1,136,851 |
| 当中間期変動額合計 | 1,136,851 |
| 当中間期末残高 | 4,063,615 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 3,421,763 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純利益 | 1,136,851 |
| 当中間期変動額合計 | 1,136,851 |
| 当中間期末残高 | 4,558,615 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 3,421,763 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純利益 | 1,136,851 |
| 当中間期変動額合計 | 1,136,851 |
| 当中間期末残高 | 4,558,615 |

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

| 項目 | 当中間会計期間 |
|-------------------------|--|
| | [自]平成22年4月 1日 [至]平成22年9月30日 |
| 1 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 5年 器具備品 3～5年 |
| 2 引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基き当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。 |
| 3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 |

会計方針の変更

| 項目 | 当中間会計期間 |
|--------------------|--|
| | [自]平成22年4月 1日 [至]平成22年9月30日 |
| 資産除去債務に関する会計基準等の適用 | 当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、この変更による影響はありません。 |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 当中間会計期間末（平成22年9月30日現在） | |
|------------------------------|--------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。 | |
| 建物附属設備 | 9,452千 |
| 円 | |
| 器具備品 | 7,881千 |
| 円 | |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行である香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りであります。

| | |
|-----------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高 | - " |
| 差引借入未実行残高 | 1,000,000 " |

4 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間（3年）に亘って費用処理しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間

[自]平成22年4月1日

[至]平成22年9月30日

1 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額24,940千円が含まれております。

2 減価償却費は以下の通りであります。
有形固定資産 5,863千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度 末 | 増 加 | 減 少 | 当中間会計 期間末 |
|-------|------------|-----|-----|--------------|
| 普通株式 | 2,100 | - | - | 2,100 |

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|--------------|-----------|----|
| (1) 預金 | 4,203,940 | 4,203,940 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 3,842,661 | 3,842,661 | - |
| (3) 未収投資助言報酬 | 18,594 | 18,594 | - |
| 資産計 | 8,065,196 | 8,065,196 | - |
| (1) 未払金 | 1,564,434 | 1,564,434 | - |
| (2) 未払費用 | 968,009 | 968,009 | - |
| 負債計 | 2,532,443 | 2,532,443 | - |

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（追加情報）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（1）セグメント情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社の報告セグメントは、投資信託・助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（2）関連情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（3）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(4) 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(5) 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(一株当たり情報)

| 当中間会計期間 | |
|---------------|---------------|
| [自]平成22年4月1日 | |
| [至]平成22年9月30日 | |
| 1株当たり純資産額 | 2,170,769.08円 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 541,357.86円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| 当中間会計期間 | |
|------------------|-----------|
| [自]平成22年4月1日 | |
| [至]平成22年9月30日 | |
| 中間純利益（千円） | 1,136,851 |
| 普通株式に係る中間純利益（千円） | 1,136,851 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 2,100 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：みずほ信託銀行株式会社

資本金の額：247,260百万円（平成22年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成22年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|---------------------------------------|---|---------------------------------------|
| 株式会社SBI証券 | 47,937百万円 （平成22年3月末現在） | 金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。 |
| 香川証券株式会社 | 555百万円 （平成22年3月末現在） | |
| 篠山証券株式会社 | 100百万円 （平成22年3月末現在） | |
| 静岡東海証券株式会社 | 600百万円 （平成22年3月末現在） | |
| 株式会社証券ジャパン | 3,000百万円 （平成22年3月末現在） | |
| 高木証券株式会社 | 11,069百万円 （平成22年3月末現在） | |
| 新潟証券株式会社 | 600百万円 （平成22年3月末現在） | |
| 播陽証券株式会社 | 112百万円 （平成22年3月末現在） | |
| むさし証券株式会社 | 5,000百万円 （平成22年5月6日現在） | |
| 山形証券株式会社 | 100百万円 （平成22年3月末現在） | |
| ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド | 224億9,396万8,235香港ドル 125億3,350万米ドル（注1） （平成22年12月末現在） | 銀行法に基づき銀行業を 営んでいます。 |

(注1) ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの

資本金の額は、自己資本の額です。なお、同社は平成23年6月28日より取扱いを開始します。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

委託会社と販売会社であるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドは、H S B C ホールディングスplc（英国）の実質的な子会社です。

第3【その他】

- (1) 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあり、以下のとおり称することがあります。
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (2) 交付目論見書の表紙もしくは表紙裏に、以下の内容等を記載することがあります。
 - ・当ファンドの委託会社ならびに受託会社に関する情報
 - ・当ファンドの詳細情報の入手方法
 - ・請求目論見書は販売会社に請求することにより販売会社から交付される旨
 - ・商品内容について重大な変更を行う場合には、当ファンドの受益者に対して事前に変更内容に対する意向を確認させていただく旨
 - ・投資信託の信託財産が受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられている旨
 - ・請求目論見書に当ファンドの信託約款が記載されている旨
- (3) 目論見書の表紙に、ロゴマーク、イラストを使用すること、ファンドの形態（商品分類等）、目論見書の使用開始日、キャッチコピー等を記載することがあります。
- (4) 有価証券届出書の記載内容について、図表等を付加ならびにグラフ化して記載することがあります。また、投資信託の特徴や仕組みなどの説明文章や図表などを、目論見書に記載することがあります。
- (5) 有価証券届出書に（参考情報）として記載の運用実績につき、目論見書において最新の情報を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、当ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社
員 公 認 会 計 士 安 藤 通 教
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月17日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 安藤 通教

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月24日

H S B C 投信株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。